

84 諫早湾干拓開門問題の開門によらない基金による和解に係る経費 【10,000(一)百万円】

対策のポイント

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門問題の解決を図るため、開門によらない基金による和解に速やかに対応できるよう所要の予算を措置します。

<背景/課題>

- ・諫早湾干拓開門問題については、複数の訴訟が提起され、「開門」と「開門禁止」といった裁判所の相反する判断が存在する状況です。
- ・このような中、平成29年4月17日の長崎地裁の「開門してはならない」旨の判決を受けて、4月25日、本件をめぐる経緯等を踏まえ、開門しないとの方針の下で、開門によらない基金による和解を目指すことが問題解決の最良の方策であり、当該判決を受け入れるとの農林水産大臣談話を発表しました。
- ・この開門によらない基金は、和解に伴う特別な措置として、漁業者を始めとする有明海沿岸の関係者に共通する思いである有明海の再生を速やかに進めるため、有明海の水産資源の回復や漁業経営の発展を図るものです。

政策目標

開門によらない基金による和解を成立させ、開門問題の解決を図る。

<主な内容>

公共事業等による従来の取組に加え、有明海再生の取組を加速化していくこととし、資源を守り育む取組の加速化、漁業者の経営発展に向けた新たな挑戦の後押し、また、沿岸域が一体となった多様な関係者との協働といった観点から支援します。

このため、基金を造成し、漁業者が自ら行う取組への支援を可能とするとともに、年度途中で必要となる突発的な対応や複数年度の事業実施を可能とするなど弾力的な運用を行います。

【支援例】

- ・保護区の設定、母貝団地の造成、有害生物の駆除
- ・天然稚貝の採苗・移植や人工種苗の生産・放流
- ・二枚貝類等の垂下式養殖のための施設や設備の導入
- ・作業の効率化、衛生管理及び付加価値向上のための施設整備・設備導入 等

補助率：基金管理団体へは定額（支援対象者へは事業費の定額等）
基金管理団体：民間団体
支援対象者：有明海沿岸4県の漁業団体等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-1709）]